平成２１年（フ）第２９４０号
札幌市中央区北５条西20丁目３番３―403号
債務者　木曽　道子
1　決定年月日時　平成21年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月25日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２９４７号
札幌市東区北31条東５丁目２番19号　小林マンション
債務者　越後　明美（旧姓色摩）
1　決定年月日時　平成21年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月25日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２９５６号
札幌市豊平区平岸４条７丁目７番６号　アップルマンション６号
債務者　尾田　澄江
1　決定年月日時　平成21年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月25日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２９７２号
札幌市白石区南郷通20丁目南１番46―403号
債務者　酒井　正喜
1　決定年月日時　平成21年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月25日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２９９３号
北海道石狩市花川南１条４丁目11番地　〇長第７マンション１号
債務者　松山　隆一
1　決定年月日時　平成21年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月25日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２９９８号
北海道千歳市富士３丁目９番３号
債務者　丸山　友香
1　決定年月日時　平成21年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月25日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第３００９号
札幌市西区山の手５条１丁目２番23号　ヒルサイド山の手フラット301号
債務者　津山優輝子
1　決定年月日時　平成21年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月25日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第３０１３号
札幌市手稲区富丘４条１丁目１番62号
債務者　山田　光男
1　決定年月日時　平成21年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月25日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第３０２１号
札幌市豊平区中の島１条９丁目５番27号
債務者　児島　卓爾
1　決定年月日時　平成21年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月25日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第３０２２号
札幌市西区平和２条４丁目７番１号
債務者　鎌田　　渉
1　決定年月日時　平成21年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月25日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第３０２５号
札幌市西区西野３条５丁目７番１―308号
債務者　清水　政幸
1　決定年月日時　平成21年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月25日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第３０３０号
札幌市北区新川４条８丁目６番３号
債務者　森田　正子
1　決定年月日時　平成21年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月25日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第３０３１号
札幌市北区新川４条８丁目６番３号
債務者　森田　良子
1　決定年月日時　平成21年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月25日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第３０３６号
札幌市北区麻生町６丁目５番13号　ロジェ麻生305号
債務者　佐々木清次
1　決定年月日時　平成21年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月25日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第３０３９号
札幌市白石区本通11丁目南１番26―403号
債務者　金野　正司
1　決定年月日時　平成21年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月25日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第３０４６号
札幌市白石区南郷通15丁目北７番２号　第３朝川コーポ３号
債務者　菅原　誠喜
1　決定年月日時　平成21年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月25日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第３０５１号
札幌市中央区北２条西20丁目１番10―201号
債務者　松平　和憲
1　決定年月日時　平成21年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月25日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第３０５４号
札幌市西区八軒２条西１丁目１番15―407号
債務者　秋田谷武士
1　決定年月日時　平成21年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月25日まで
札幌地方裁判所民事第４部